



# 認定コミュニティ活動状況資料

## 松浪地区まちぢから協議会

### (1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～10
委員名簿	11

### (2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	12～18
当該年度の活動計画書及び収支予算	19～20
特定事業の概要	21
(広報「まつなみだより」発行事業)	
特定事業実施報告書	22～24
(広報「まつなみだより」発行事業)	

【参考資料】 まつなみだより (第20号～22号)

# 設立趣意書抜粋（地区の特性等）

## 1 経緯

松浪地区には、14の自治会があり自治会連合会を組織して、自助・共助、地域住民相互の連帯感、自治意識の向上を図っています。また、自治会以外の諸団体も地域の課題に専門的に取り組んでいて、年間を通して様々な地域活動を行っています。

一方で本地区では、少子高齢化や核家族化に伴って生活様式も多様化してきており、個々の団体だけでは解決できない様々な問題があり、地区全体で課題に対処していく必要性が生じてきています。

そして、全国的に新たな地域コミュニティ制度が設けられつつある中で、茅ヶ崎市においても、茅ヶ崎市自治基本条例第25条（コミュニティ）及び第26条（協働）に基づき、市と地域が協働して取り組む新たな地域コミュニティ制度、「(仮称) まちぢから協議会」を組織することになりました。

本地区でも、地域の身近な問題を住民自身の力で解決したいという機運が高まり、平成24年7月、茅ヶ崎市が提案する新たな地域コミュニティ制度のモデル地区に参画することを決め、自治会連合会が中心となって、標記の会の設立準備を進め、既存の「松浪地区街づくり委員会」のご理解を得て、「(仮称) 松浪地区まちぢから協議会設立趣意書」、「規約」及び「フロー図」を作成しました。

今後はこれらの資料を地域住民及び関係団体に配布・回覧し、平成25年度当初を目途に「(仮称) 松浪地区まちぢから協議会」を設立したいと考えています。

## 2 目的

### (1) みんなで地域を考え、地域社会を活性化する

地域の様々な個人や団体の方々が、自分たちの地域について話し合い、地域での課題を共有し、その課題を解決するために必要なサービスや事業を、地域が市と協働して実行することにより、地域のまちぢからを高め、地域で活動している多様な担い手が連携しやすくなり、地域社会を活性化する。

### (2) 自助・共助・公助のまちづくり

活力のある地域社会を持続可能なものとしていくため、地域の様々な個人や団体の方々と市が、それぞれの責任の下で役割を担い、日常の問題を解決する環境づくりを進めることで、地域における支え合いのカタチを再構築し、共助の拡大につなげる。

### (3) 地域住民主体の市政

地域の様々な事情を踏まえ、地域で何を優先して実施すべきかという選択が行えるようになり、地域課題に予算・設備を効果的に活用し、事業展開ができるようにする。

### (4) 地域住民の生きがいづくり、自己実現の場を創出する

地域での活動のきっかけとして気軽に参加できる環境を整備することで、潜在的な人材を発掘するとともに、参加者が楽しみながら生きがいを得られるようにする。地域の団体にとっても、新たな担い手や活動への参加者が増え、活動の幅を広げるようにする。

認定審査基準確認表

松浪地区まちぢから協議会

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R3年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第2条に市長が告示する松浪地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図9」と規約第2条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「地区に属する全ての単位自治会の代表者」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」とおり14自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（15）に規定あり。（（4）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）地区社会福祉協議会 （3）地区民生委員児童委員協議会 （5）地域包括支援センターさざなみ ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （6）地区体育振興会 （7）地区スポーツ少年団 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （8）汐見台小学校区青少年育成推進協議会 （9）緑が浜小学校区青少年育成推進協議会 （10）松浪小学校区青少年育成推進協議会 （11）汐見台小学校PTA （12）緑が浜小学校PGT （13）松浪小学校PTA （14）松浪中学校PTA （15）松浪学区子ども会連合会	・松浪学区子ども会連合会の構成団体の減少により、連合会として活動しなくなったため、令和3年2月17日の定期総会にて規約を改定し、「（15）松浪学区子ども会連合会」を削除した。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第5条（2）～（15）（（4）を除く。）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条第2項（1）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第12条及び第24条～第28条に部会の規定あり。 部会規定に部会に関する詳細の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第12条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第3条に目的、第1条に名称及び事務所の所在地、第2条に主として活動する区域、第9条に代表者に関する事項、第12条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

## 松浪地区まちぢから協議会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、松浪地区まちぢから協議会（以下「本会」という。）と称し、その所在地を松浪コミュニティセンター（所在地：茅ヶ崎市常盤町2番2号）とする。

(区域)

第2条 本会の区域は、市長が告示する松浪地区（以下「地区」という。）とする。

(目的)

第3条 本会は、「地域と市の協働」、「市民相互の協働」の考えの基、地域の様々な活動について話し合い、顔の見える関係づくりや団体同士の連携を図り、多くの方々が地域の情報を共有し、地域活動を活性化し、まちぢからを高め、地域の課題の発見や解決をしていくことを目的とする。

2 本会は、松浪コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとおふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

3 本会は、子どもの家なみっこの管理運営を行い、子どもたちにとって身近で気軽に訪れることができる安全・安心な遊び場を提供し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

4 本会は、松浪自治会館の管理運営を行い、地区内の住民の自治と文化の向上及び親睦融和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区内の住民及び各種団体等の共通の課題解決に向けた取り組みに関する事。
- (2) 地区内の住民及び各種団体等の共通の学習及び行事等に関する事。
- (3) 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関する事。
- (4) 地区内の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関する事。
- (5) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの管理運営に関する事。
- (6) 松浪自治会館の管理運営に関する事。
- (7) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関する事。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 地区に属する全ての単位自治会の代表者
- (2) 地区社会福祉協議会の代表
- (3) 地区民生委員児童委員協議会の代表
- (4) 地区老人クラブ連合会の代表
- (5) 地域包括支援センターさざなみの代表

- (6) 地区体育振興会の代表
  - (7) 地区スポーツ少年団の代表
  - (8) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会の代表
  - (9) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会の代表
  - (10) 松浪小学校区青少年育成推進協議会の代表
  - (11) 汐見台小学校PTAの代表
  - (12) 緑が浜小学校PGTの代表
  - (13) 松浪小学校PTAの代表
  - (14) 松浪中学校PTAの代表
  - (15) 食生活改善推進団体の代表
- 2 次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。
- (1) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、委員の募集に対し、応募し、別に定めた選考要領により選考された者
  - (2) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、本会の委員5名以上の推薦があった者
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、第1項各号及び前項第2号に規定する者については、再任を妨げない。
- 4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(準委員)
- 第6条 本会に準委員を置く。
- 2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
  - 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(役員)
- 第7条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 会計 2名
  - (4) 書記 2名
  - (5) 監事 4名
- (役員を選任)
- 第8条 会長、副会長、会計、書記及び監事は、総会において、委員の中から互選により選任する。  
(役員職務)
- 第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。
  - 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
  - 4 書記は、事務局を総括する。

5 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、3期までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第11条 役員が、本規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、部会とする。

2 総会及び運営委員会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会及び運営委員会は委任状の提出があった委員については、出席があったものとみなす。

3 総会及び運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会構成)

第13条 総会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

2 総会の議長は、本会の会長が就く。

(総会種別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第5項の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会議決事項)

第16条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) まちぢから協議会の事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) まちぢから協議会の予算及び決算に関する事項

- (3) まちぢから協議会の役員、準委員の選任及び解任に関する事項
- (4) 第5条の第2項に掲げる委員の選任及び解任に関する事項
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 本規約の制定及び改正に関する事項
- (7) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの事業計画及び事業報告に関する事項
- (8) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの予算及び決算に関する事項
- (9) 松浪コミュニティセンターの役員を選任及び解任に関する事項
- (10) 松浪自治会館の予算及び決算に関する事項  
(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

3 議事録は、委員に送付する。

(役員会の構成)

第18条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会、運営委員会に付議すべき事項
- (2) 総会、運営委員会、部会の会務の調整に関する事項

(運営委員会の構成)

第21条 運営委員会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第22条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(運営委員会の議決事項)

第23条 運営委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 部会長の選任及び解任に関する事項
- (2) 部会の設置及び廃止に関する事項
- (3) 各部会が協議した事業に関する事項
- (4) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関する事項
- (5) 本会に関係する規程等の制定及び改正に関する事項
- (6) 松浪コミュニティセンターの管理運営における重要事項の決定に関する事項
- (7) 松浪コミカフェの管理運営における重要事項の決定に関する事項
- (8) 松浪自治会館の管理運営における重要事項の決定に関する事項
- (9) 総会に付議すべき事項
- (10) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (11) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (12) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項  
（部会の構成）

第24条 各部会は、委員及び部会員で構成する。

- 2 各部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員とする。
- 4 副部会長は、部会の中から互選により選任する。
- 5 部会員は、当該部会への参画の意思がある者とする。（自治会長部会を除く。）  
（部会長及び副部会長の職務）

第25条 各部会長、各副部会長は次の職務を行う。

- 2 部会長は、当該部会を代表し、会務を総括すると共に運営委員会に出席する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代行する。  
（部会長及び副部会長の任期）

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。  
（部会の招集）

第27条 部会は、部会長又は運営委員会が必要と認めたときに招集する。

（部会の審議事項）

第28条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、各種の事業を実施する。

- 2 部会名及び所掌する事項は別に定める。  
（松浪コミュニティセンターの管理運営）

第29条 松浪コミュニティセンターの管理運営は、本会の中に設ける松浪コミュニティセンター管理運営委員会が行う。

- 2 松浪コミュニティセンター管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(松浪自治会館の管理運営)

第30条 松浪自治会館の管理運営は、本会の中に設ける松浪自治会館管理運営委員会が行う。

2 松浪自治会館管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第31条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には地区内に居住する者から役員会が推薦し、運営委員会の議決を得た者を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第32条 事務局は、会議に出席し、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (2) 会議の資料の作成
- (3) 会議の議事録の作成
- (4) 会計事務に伴う資料の作成
- (5) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (6) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ

(事業及び会計年度)

第33条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第34条 協議会の経費は、市からの補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第35条 会議で出された意見等のほか、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(設立年月日)

第36条 本会の設立年月日は、平成25年5月31日とする。

(必要事項)

第37条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年1月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年2月17日から施行する。

## 松浪地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松浪地区まちぢから協議会規約第28条第2項の規定により、松浪地区まちぢから協議会の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会について)

第2条 松浪地区まちぢから協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 防災対策部会
- (2) 自治会長部会
- (3) 市民安全部会

(部会の所掌する事項等について)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとし、事業計画及びその他必要な事項については、各部会において定めることとする。

(1) 防災対策部会

- ア 防災・減災対策の推進に関すること。
- イ 防災・減災等に関する講演の企画・運営及び実施に関すること。
- ウ 防災訓練の企画・運営、実施及び検証に関すること。
- エ その他、松浪地区まちぢから協議会の運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること。

(2) 自治会長部会

- ア 自治会相互の連絡調整に関すること。
- イ 行政からの伝達事項及び依頼事項に関すること。
- ウ その他、松浪地区まちぢから協議会の運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること。

(3) 市民安全部会

ア 安心・安全な街づくりの推進に関すること。

イ 交通安全・地域犯罪等に関する講演の企画・運営及び実施に関すること。

ウ その他、松浪地区まちぢから協議会の運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること。

附 則

この規程は、平成25年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月17日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年5月18日から施行する。

2 平成26年9月17日に設置されたコミュニティカフェ部会は廃止する。

令和3年度 松浪地区まちぢから協議会 委員名簿

	職名	氏名	団体名及び役職等
1	会長	前田 積	協議会推薦
2	監事	中井 汎	浜竹一丁目自治会 会長
3		吉田 ひろみ	浜竹二丁目自治会 副会長
4	会計	杉本 誠	浜竹三丁目自治会 会長
5	副会長	末松 一豊	浜竹四丁目自治会 会長
6		白石 壽明	松浪一丁目自治会 会長
7		長谷川 清	松浪二丁目自治会 会長
8		佐藤 充	富士見町自治会 会長
9	監事	辻 俊子	LG富士見町自治会 会長
10		高橋 一紀	常盤町自治会 会長
11	会計・書記	刈間 昌仁	緑が浜自治会 会長
12		谷口 哲	汐見台自治会 会長代行
13		瀧川 一輝	出口町自治会 会長
14		渡邊 勇次	ひばりが丘自治会 会長
15	副会長	朝岡 通光	美住町自治会 会長
16		坂井 修一	松浪地区社会福祉協議会 会長
17		高田 陽子	松浪地区民生委員児童委員協議会 会長
18		小村方 秀勝	松浪地区老人クラブ連合会 会長
19		森 森恵	松浪地区地域包括支援センターさざなみ 管理責任者
20		新倉 哲也	松浪地区体育振興会 副会長
21	監事	櫻井 武一	松浪地区スポーツ少年団 代表
22	書記	佐々木 睦子	汐見台小学校区青少年育成推進協議会 会長
23		矢崎 明子	緑が浜小学校区青少年育成推進協議会 副会長
24		原田 みゆき	松浪小学校区青少年育成推進協議会 会計
25		三島 理沙子	汐見台小学校PTA 副会長
26		和田 久美子	緑が浜小学校PGT 副会長
27		高橋 恵美	松浪小学校PTA 副会長
28		小松 真生	松浪中学校PTA 会長
29	監事	菊池 紀子	食生活改善推進団体 会員
30		原屋敷 典子	協議会推薦
31		川田 昌子	公募委員
32		長崎 利明	公募委員

# 前年度の活動報告書及び収支決算書

## 令和2年度 松浪地区まちぢから協議会事業報告

### 1 会議等の実施

#### (1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和2年4月 8日	第1回役員会	(1) 総会の議案について (2) 運営委員会の議題について (3) 役員等の体制について (4) 広報「まつなみだより」について
令和2年 5月13日	第2回役員会	(1) 総会の議案について (2) 運営委員会の議題について (3) 広報「まつなみだより第20号」について
5月20日	定期総会 (書面表決)	委員数：31名 議決結果：賛成31／反対0で可決（全議案） 議案第1号 令和元年度松浪地区まちぢから協議会事業報告 議案第2号 令和元年度松浪地区まちぢから協議会決算報告 議案第3号 令和元年度松浪自治会館決算報告 議案第4号 令和元年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業報告 議案第5号 令和元年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務決算報告（松浪コミュニティカフェを含む） 議案第6号 監査報告 議案第7号 松浪地区まちぢから協議会規約の改定について 議案第8号 令和2年度松浪地区まちぢから協議会推薦委員について 議案第9号 令和2年度松浪地区まちぢから協議会役員の選任について 議案第10号 令和2年度松浪コミュニティセンター管理運営委員会役員の選任について 議案第11号 令和2年度松浪地区まちぢから協議会事業計画案 議案第12号 令和2年度松浪地区まちぢから協議会収支予算案

		議案第13号 令和2年度松浪自治会館収支予算案 議案第14号 令和2年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業計画案 議案第15号 令和2年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務収支予算案
5月20日	第1回運営委員会 (書面送付)	(1) 各部会長等の選任について (2) 特定事業助成金等について
6月10日	第3回役員会	(1) 運営委員会の議題について
6月17日	第2回運営委員会	※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止
7月 8日	第4回役員会	(1) 運営委員会の議題について (2) 広報「まつなみだより第21号」について
7月15日	第3回運営委員会	(1) 広報「まつなみだより」について (2) 各事業の中止について (3) コミセンまつりの検討について
8月12日	第5回役員会	(1) 運営委員会の議題について
8月19日	第4回運営委員会	・小和田公民館耐震改修について(小和田公民館) (1) 新型コロナウイルス関連について (2) その他(定期総会書面議決の結果、バス停「汐見台」の新設、浜竹公園)
9月 9日	第6回役員会	(1) 運営委員会の議題について
9月16日	第5回運営委員会	・(仮称)浜竹公園の整備について(公園緑地課) (1) その他(松林地区まちぢから協議会による松浪コミセン視察)
10月14日	第7回役員会	(1) 運営委員会の議題について (2) 公募委員の募集について
10月21日	第6回運営委員会	(1) 企画事業の募集について (2) 公募委員の募集について (3) その他(令和3年度公設民営児童クラブ)
11月11日	第8回役員会	(1) 運営委員会の議題について (2) 松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の次期指定管理の申請について
11月18日	第7回運営委員会	(1) その他(「あいさつの街」の看板)
12月 9日	第9回役員会	(1) 運営委員会の議題について (2) 公募委員の募集及び選考について
12月16日	第8回運営委員会	(1) 公募委員の募集及び選考について (2) その他(松浪コミセン企画事業計画、「あいさつの街」看板、視察研修の中止)
令和3年 1月13日	第10回役員会	(1) 臨時総会について(公募委員、規約改正等) (2) 運営委員会の議題について

1月20日	第9回運営委員会	※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止
2月10日	第11回役員会	(1) 延期された臨時総会について（公募委員、規約改正等） (2) 運営委員会の議題について
2月17日	臨時総会	出席者：27名（欠席者3名 内2名委任状提出） 議決結果：可決・承認（全議案） 議案第1号 令和2年度松浪地区まちぢから協議会公募委員について 議案第2号 松浪地区まちぢから協議会規約の改定について 議案第3号 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこ事務員雇用に関する規程の改定について 議案第4号 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこ事務員の職務等に関する規程の改定について 議案第5号 松浪コミュニティセンター管理者手当に関する規程の改定について
2月17日	第10回運営委員会 ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため視察研修は中止	・剪定枝のリサイクルと資源物の収集方法の一部見直し等について（資源循環課） (1) 松浪コミセン事務員の募集について (2) その他（県立辻堂海浜公園・湘南汐見台公園での津波避難訓練の概要、「あいさつの街」看板作成、令和3年度役員等の体制）
3月10日	第12回役員会	(1) 次年度の総会について (2) 運営委員会の議題について (3) 松浪コミセンの事務員の採用について
3月18日	第11回運営委員会	(1) 次年度の総会について

(2) 防災対策部会（防災訓練実行委員会）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和2年 5月20日	まちぢから協議会運営委員会 (書面会議)	運営委員会にて防災対策部会長を選出
8月27日	第1回防災対策部会	大雨、洪水マニュアルの説明
9月10日	第2回防災対策部会	大雨、洪水マニュアルの解説（防災対策課）
12月15日	まっなみだより第21号に 掲載	令和2年12月15日発行「まっなみだより」 に「松浪地区の災害リスク」について掲載し、 地域住民に周知・啓発
令和3年 3月15日	まっなみだより第22号に 掲載	令和3年3月15日発行「まっなみだより」 に「松浪地区の災害リスク（津波編）」につい て掲載し、地域住民に周知・啓発
毎月の運営委員会	運営委員会	活動状況の報告

(3) 自治会長部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和2年 5月20日	まちぢから協議会運営委員会 (書面会議)	運営委員会にて自治会長部会長を選出
12月15日	まっなみだより第21号に 掲載	令和2年12月15日発行「まっなみだより」 に「まっなみ朝市」について掲載し、地域住 民に周知
令和3年 3月23日	自治会長部会勉強会	出席者：各自治会長、市民自治推進課（三浦 課長、忠隈副主査） (1) 令和3年度の市民集会について (2) その他（意見交換等）
毎月の運営委員会	運営委員会	活動状況の報告

(4) 市民安全部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和2年 5月20日	まちぢから協議会運営委員会 (書面会議)	運営委員会にて市民安全部会長を選出
令和2年12月 3日	周知・啓発活動	「振り込め詐欺防止」のぼり旗及びポールを 購入し、各自治会へ配布
12月15日	まっなみだより第21号に 掲載	令和2年12月15日発行「まっなみだより」 に「急増！『キャッシュカードすり替えの手 口』」について掲載し、地域住民に周知・啓発
毎月の運営委員会	運営委員会	活動状況の報告

## 2 事業の実施

日付	区分	事業名	内容・実施体制・参加者数
令和2年 8月	共催：地区体育振興会	盆踊り大会・模擬店	中止
9月	主催	市民集会	中止 ※（1）に記載
10～11月	主催	コミセンまつり	中止 ※（2）に記載
10月	共催：地区体育振興会	地区市民体育祭	中止
10月	共催：地区社会福祉協議会	福祉ふれあいまつり	中止
11月	主催	防災訓練	中止 ※（3）に記載
令和3年 1月	主催	賀詞交歓会	中止 ※（4）に記載
2月	共催：地区社会福祉協議会	ふれあいネットワーク交流会	中止
2月	主催	視察研修	中止 ※（5）に記載

（1）市民集会【中止（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため）】

実施予定日 令和2年9月（土曜日）

（2）コミセンまつり【中止（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため）】

実施予定日 令和2年10～11月

（3）防災訓練【中止（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため）】

実施予定日 令和2年11月（日曜日）

（4）賀詞交歓会【中止（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため）】

実施予定日 令和3年1月（土曜日）

（5）視察研修【中止（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため）】

実施予定日 令和3年2月（水曜日）

### 3 その他の取り組み

#### (1) 活動の広報

##### ア 広報「まつなみだより」発行事業

- \* 6月15日(第20号)、12月15日(第21号)、3月15日(第22号)

※9月15日(第21号)は発行中止

- \* まちぢから協議会の活動状況や各団体のお知らせを全戸配布にて周知・啓発した。

配布先：地区内小中高等学校（松浪小学校・緑が浜小学校・汐見台小学校・松浪中学校・浜須賀中学校・アレセア湘南中学高等学校）各校に40～70部を配布した。また、3施設（小和田公民館・茅ヶ崎市辻堂駅前出張所・藤沢土木事務所汐見台庁舎）には配架もお願いした（配架分を含め20～50部）。

##### イ HPの運営

- \* 広報紙のデータや各団体の資料等を保存するため、クラウドのデータ保管庫（グーグルドライブの容量100GB）で管理。

- \* 1日平均閲覧件数 16～18件

- \* 1ヶ月平均記事記載件数 6～8件

#### (2) 特定事業の実施について

##### ア 広報紙「まつなみだより」の発行事業

上記(1)活動の広報 アのとおり

#### (3) その他

##### ア 松浪コミュニティセンター管理運営事業

指定管理を受けている松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営については、別途市へ報告を実施している。

また、令和2年9月5日(土)、松林地区まちぢから協議会の委員21名の視察・意見交換の受け入れをした。

令和2年度 松浪地区まちぢから協議会 決算報告

収入の部

項目	予算額	決算額	内 訳
補助金	1,110,000	870,000	
運営等助成金	250,000	250,000	運営費等助成金 250,000円
特定事業助成金	520,000	520,000	特定事業助成金 520,000円
地区防災訓練補助金	240,000	0	地区防災訓練補助金 240,000円
地区自治会連合会等補助金	100,000	100,000	地区自治会連合会等補助金 100,000円
繰越金	187,392	187,392	
分担金	368,120	368,560	7,814世帯×40円+14自治会×4,000円
雑入	396,500	0	令和元年度まちぢから協議会連絡会負担金より
朝市懇親会	46,500		
賀詞交歓会会費・祝金	150,000		
その他会費	200,000		会長部会会費、視察研修会費等
その他	10	9	受取利息
合 計	2,062,022	1,425,961	

支出の部

項目	予算額	決算額	内 訳
【本部】	767,030	334,596	
消耗品費	5,000	1,298	事務用品、消耗品、振込手数料等
会議費	80,000	33,154	総会費用、お茶等
事務費	10,000	4,158	
助成費	79,030	78,150	小学校区推進協（7,815世帯×10円）
渉外費	100,000	57,040	会長・副会長活動費
通信運搬費	33,000	58,000	運営委員1名×2,000円×29名分
慶弔費	10,000	33,000	
役務費	40,000	35,000	会長・副会長・会計・書記
事業費	310,000	1,100	市民集会、朝市、賀詞交歓会、コミュニティ活動等
研修費	100,000	33,696	まちぢから協議会運営委員研修費等
【防災対策部会】	340,000	0	
【市民安全部会】	40,000	51,682	部会、講習会、防犯のぼり作成
【自治会長部会】	180,000	30,391	部会研修会
【広報委員会】	10,000	0	
小計	1,337,030	416,669	
特定事業費			
委託料	520,000	311,318	広報「まつなみだより」発行事業 ※印刷委託（仕分け作業含む）
小計	520,000	311,318	
予備費	20,000	216,194	事務用パソコン購入
繰越金	144,992	273,098	
市への返還金	40,000	208,682	
合 計	2,062,022	1,425,961	

# 当該年度の活動計画書及び収支予算書

## 松浪地区まちぢから協議会 令和3年度事業計画書

### ○事業計画方針

平成29年3月1日付けで「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」に基づく、認定コミュニティとなったことから、条例に基づく各種制度を活用し、次の事業計画方針を策定します。

#### ・課題把握

アンケートや意見交換会等を用い、松浪地区の課題を把握行い、分野毎に課題の整理を行い、課題解決までの方法等についての検討を行う。

#### ・課題解決

課題把握・整理を行い、運営委員会において協議を行う中で必要に応じて組織の設置を行い、行政と協働した中で課題解決を図っていく。

また、特定事業助成金を活用した取り組みを行い、課題解決や地区内のニーズ発掘に努め、よりよい地域社会を構築できる一助となるよう事業を展開していく。

#### ・広報活動

松浪地区まちぢから協議会の活動を地域住民に周知を行うために、紙媒体やインターネット等を用い、広報活動を行う。

また、特定事業助成金を活用し、広報「まつなみだより」を発行しており、まちぢから協議会の活動状況や取り組みを地区住民に周知・啓発を行う。

#### ・人材発掘

部会を設置していく中で、地域住民に対して広く呼びかけを行い、気軽に参加できる環境を整備することで、潜在的な人材を発掘する。

### ○事業等の計画

※なお、下記事業の詳細に関しては運営委員会で検討を行い、決定する。

開催予定日時	事業名	場所
8月 (土曜日)	盆踊り大会・模擬店	松浪小学校
9月 (土曜日)	市民集会	松浪コミセン
10月 (土曜日)	コミセンまつり	松浪コミセン
11月 (日曜日)	地区防災訓練	松浪小・中学校
1月 (土曜日)	賀詞交歓会	松浪コミセン
2月 (水曜日)	視察研修	未定

※新型コロナウイルスの影響のため開催予定日時未定（例年開催の月及び曜日のみ記載）

- ・規約第3条に規定する協議会の目的達成のために必要な事業について、運営委員会において協議、決定する。

### ○会議の予定

期日	会議・事業名	備考
通年	役員会（適宜）	
通年	運営委員会（適宜）	

※なお、役員会、運営委員会ともに、会議の構成員の都合に応じてスケジュール調整を行い、開催日時を決定する。

令和3年度 松浪地区まちぢから協議会収支予算

収入の部

項目	前年度決算額	予算額	内 訳
補助金	870,000	870,000	
運営等助成金	250,000	250,000	運営費等助成金 250,000円
特定事業助成金	520,000	380,000	特定事業助成金 380,000円
地区防災訓練補助金	0	240,000	地区防災訓練補助金 240,000円
地区自治会連合会等補助金	100,000	0	
繰越金	187,392	273,098	
分担金	368,560	368,560	7,814世帯×40円+14自治会×4,000円
雑入	0	396,500	令和元年度まちぢから協議会連絡会負担金より
朝市懇親会	0	46,500	会費1,500円×31名
賀詞交歓会会費・祝金	0	150,000	会費2,000円×75名等
その他会費	0	200,000	会長部会会費、視察研修会費等
その他	9	9	受取利息
合 計	1,425,961	1,908,167	

支出の部

項目	前年度決算額	予算額	内 訳
【本部】	334,596	766,030	
消耗品費	1,298	5,000	事務用品、消耗品、振込手数料等
会議費	33,154	80,000	総会費用、お茶等
事務費	4,158	10,000	
助成費	78,150	78,030	小学校区推進協（7,803世帯×10円）
渉外費	57,040	100,000	会長・副会長活動費
通信運搬費	58,000	33,000	運営委員1名×1,000円×33名分
慶弔費	33,000	10,000	
役務費	35,000	40,000	会長・副会長・会計・書記
事業費	1,100	310,000	市民集会、朝市、賀詞交歓会、コミュニティ活動等
研修費	33,696	100,000	まちぢから協議会運営委員研修費等
【防災対策部会】	0	340,000	防災訓練記念品代等
【市民安全部会】	51,682	40,000	部会、講習会等
【自治会長部会】	30,391	180,000	部会開催費用等
【広報委員会】	0	10,000	広報委員活動費
小計	416,669	1,336,030	
特定事業費			
委託料	311,318	380,000	広報「まつなみだより」発行事業 ※印刷委託（仕分け作業含む）
小計	311,318	380,000	
予備費	216,194	20,000	
繰越金	273,098	172,137	
市への返還金	208,682	0	
合 計	1,425,961	1,908,167	

## 特定事業の概要（松浪地区・広報「まつなみだより」発行事業）

松浪地区まちぢから協議会では、ホームページによって、協議会の情報発信に努めているところですが、地域の住民の方々の中には、ホームページを閲覧できない環境の方もたくさんいます。

広報紙による松浪地区まちぢから協議会の活動内容について、情報発信を積極的に行い、協議会活動に興味をもってもらうことが重要であると考えており、本事業の実施に至りました。

### （１）事業の概要

#### ◆事業概要

松浪地区住民が当事者として松浪地区のことを考えるきっかけづくりとなる協議会の活動として、松浪地区まちぢから協議会の紹介や地区情報等を掲載した広報紙を作成し、全世帯に配付します。

#### ◆事業の内容

- ・発行回数：４回／年（６月１５日号、９月１５日号、１２月１５日号、３月１５日号）  
令和２年度については、６月１５日号から４回発行予定

#### ◆仕様

- ・A４・４頁、二つ折り加工、両面カラー刷り
- ・コート73kg
- ・印刷部数は9,400部

【実施主体】 松浪地区まちぢから協議会

【企画・編集】 書記、広報委員会（PTA、公募委員等）

【印刷】 委託

【配布・回覧】 地区住民への全戸配付、公共施設等への配架等

### （２）事業のねらい

広報紙の発行による効果については、組織の透明性や、活動の民主性を高めることができます。

協議会が中心となり、地域住民への広報紙全戸配布やホームページの更新により、さまざまな情報を継続的に発信することで、少しでも地域活動に興味をもってくれる人が増え、事業や部会に参加していただき、地域活動の推進につながることを期待しています。

### （３）令和２年度実績

- ・３回発行（６月１５日号、１２月１５日号、３月１５日号） ※９月１５日号は発行中止
- ・地区住民への全戸配付、公共施設等への配架等
- ・ホームページの定期的な更新・管理及び広報紙のデータ等を保存するため、クラウドのデータ保管庫（グーグルドライブ）の活用（100GB）

## 特定事業実施報告書（松浪地区・広報「まつなみだより」発行事業）

### 事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	松浪地区住民が当事者として松浪地区のことを考えるきっかけづくりとなる協議会の活動として、松浪地区まちぢから協議会の紹介や地区情報等を掲載した広報紙を作成し、全世帯に配付しました。		
	活動期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日		
	実施体制	松浪地区まちぢから協議会書記、広報委員会	周知方法	全戸配布・公共施設等へ配架・ホームページ
	参加者数	広報発行対象 10,495世帯	実施日	第20号 6月15日発行 第21号 12月15日発行 第22号 3月15日発行 (第21号 9月15日は発行中止)
事業の目的や効果は達成できましたか		松浪地区まちぢから協議会の活動状況について、周知することができました。また、単位自治会や各種団体の記事を併せて掲載することにより、地区住民に対して、地域活動団体の取り組みを周知することができました。		
事業を計画的に実施することができましたか		概ね当初の計画どおり、事業を実施することができました。しかし、6月15日号については新型コロナウイルスの影響で各団体の事業が中止されたことから記事の縮小となり、9月15日号については発行中止となりました。		
予算計画や予算配分は適正でしたか		概ね適切でしたが、6月15日号の記事の縮小、9月15日号の発行中止に伴い経費が削減された形となりました。 また、回覧配布数の見直しを図り、経費削減に努めました。		
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか		各役員や広報委員であるPTAの皆さまのお力と意見を聞き、広報紙に反映し、事業を実施することができました。 また、地域住民に伝わりやすく、より興味・関心をもってもらえるよう、レイアウト等についても創意工夫して取り組みました。		
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか		広報委員会が役割を分担し、学校関係の記事集めや写真撮影等を行い、精力的に活動を進めました。 また、松浪地区出身で活躍している若者を紹介する「煌人にエール!!」を継続的に連載するなど、情報の幅を広げ、取材も積極的に行いました。		
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか		まだまだ担い手の発掘にはつながっていませんが、まちぢから協議会の活動を地区内の全世帯へ周知啓発を行っていることから、これからも発行を継続し、まちぢから協議会の活動に興味をもってもらえるよう事業を継続したいと考えています。		
課題と今後の展望について		今後は地区内の事業所等にご協力をいただき、自主財源を確保できるよう検討を進めます。 また、引き続き同仕様での発行を行い、合わせて定期的な更新によりホームページの充実にも取り組んでいきます。		

## 収支決算書

### 収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	520,000	520,000	市から（特定事業助成金）
計	520,000	520,000	

### 支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
委託料	488,840	296,758	印刷委託（仕分け作業含む） （年間9,400部×3回） 第20号=A4両面9,400部（全戸配布） （税込56,870円） 第21号=A3両面9,400部（全戸配布） （税込119,944円） 第22号=A3両面9,400部（全戸配布） （税込119,944円）
データ管理費	15,840	14,560	
予備費	24,496	0	
市へ返還		208,682	
計	520,000	520,000	

\*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。

## 特定事業評価表

【委員：塩崎副市長・総務部長・企画部長・財務部長】

事業名	広報「まつなみだより」発行事業
地区名	松浪地区まちぢから協議会

事業全体に関する評価や今後に向けた助言等をご記入ください。

(総務部長)

- 1 協議会活動の周知や担い手の発掘などを目的として広報紙による情報発信を行った結果、地域住民が地域活動に参画するきっかけとなっていることを評価します。
- 2 今後も、引き続き、内容の充実に努め、地域活動に対する興味、関心を惹き、地域活動を知るきっかけの役割を期待します。

(企画部長)

- 3 各地域で広報事業が実施されているが、事業費に差が有るとともに、効果の検証が必要ではないかと考えます。